

富山大学における外国の大学との国際共同教育プログラムの実施に関する規則

令和2年3月25日制定

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人富山大学大学院学則第27条第2項に規定する富山大学（以下「本学」という。）と外国の大学が共同で実施する教育プログラム（以下「国際共同教育プログラム」という。）に関し必要な事項を定める。

(実施プログラム)

第2条 国際共同教育プログラムにおいては、当分の間、ダブル・ディグリー・プログラムを実施する。

(定義)

第3条 この規則において「ダブル・ディグリー」とは、第2項又は第3項のいずれかにより、本学及び連携する外国の大学双方がそれぞれの学位を授与することをいう。

2 この規則において「ダブル・ディグリー（複数論文型）」とは、本学及び連携する外国の大学との協議に基づき、それぞれの大学院の教育プログラムを履修し、それぞれの大学院が共同で実施する研究指導を受け、かつ、本質的に異なる二編の学位論文の提出に対し、それぞれの大学院又は共同での審査を行い、それぞれの大学が学位を授与することをいう。

3 この規則において「ダブル・ディグリー（単一論文型）」とは、本学及び連携する外国の大学との協議に基づき、それぞれの大学院の教育プログラムを履修し、それぞれの大学院が共同で実施する研究指導を受け、かつ、同一の学位論文の提出に対し、それぞれの大学院又は共同での審査を行い、それぞれの大学が学位を授与することをいう。

(実施対象及び実施主体)

第4条 本学における国際共同教育プログラムの実施対象及び実施主体は、博士課程又は博士後期課程を有する大学院の教育部とする。

(協定の締結)

第5条 国際共同教育プログラムの実施に際しては、事前に、当該連携する外国の大学と当該国際共同教育プログラムの実施に係る次の各号に掲げる事項について協議し、教育研究評議会の議を経て、協定を締結するものとする。

- (1) 教育課程等の内容に関する事項
- (2) 運営体制及び教員組織に関する事項
- (3) 教育課程等の評価及び質の保証に関する事項
- (4) 大学ごとの履修学生の人数及びその選抜方法に関する事項
- (5) 学生の研究指導並びに学位審査の方針及び体制に関する事項
- (6) 授与する学位に関する事項
- (7) 学生の在籍の管理及び安全に関する事項
- (8) 授業料等の取扱いに関する事項
- (9) 運営等に係る経費負担に関する事項

(10) 終了する場合の手続に関する事項

(11) その他運営に関し必要な事項

(実施に係る調整及び協議の体制)

第6条 当該国際共同教育プログラムの実施に関し必要な調整をし、及び重要事項について協議を行うため、当該教育部に協議会等を設けるものとする。

2 協議会等は、本学及び当該国際共同教育プログラムにおいて連携する外国の大学双方の責任者及び関係者で組織する。

(学位授与の要件)

第7条 ダブル・ディグリーに係る学位授与の要件は、本学及び連携する外国の大学の定めるところによる。

(学位論文審査の方法)

第8条 ダブル・ディグリー（複数論文型）の学位論文審査は、当該国際共同教育プログラムを履修する学生が、本学及び連携する外国の大学のそれぞれに本質的に異なる学位論文を提出し、それぞれの大学又は共同で実施する。

2 ダブル・ディグリー（単一論文型）の学位論文審査は、当該国際共同教育プログラムを履修する学生が、本学及び連携する外国の大学に同一の学位論文を提出し、それぞれの大学又は共同で実施する。

(証明書の発行)

第9条 当該国際共同教育プログラムにより本学及び連携する外国の大学のそれぞれから学位を授与されたときには、両プログラム実施組織の長等の連名で学位を取得したことを示す証明書（certificate）を発行することができる。

2 前項により発行する証明書の様式は、別記様式のとおりとする。

(教育組織の改廃)

第10条 国際共同教育プログラムを連携して実施する外国の大学の教育組織に改廃があった場合の取扱いは、別に定める。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、国際共同教育プログラムの実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

Certificate Number: XXXXX

Certificate

First Name Last Name
Date of Birth: XXX XX,XXXX

This is to certify that the above named person has been conferred with:

The degree of Doctor of XXXXX by B University in A
The degree of Doctor of XXXXX by University of Toyama in Japan

as the person has completed the program based upon the memorandum of understanding for the Double Degree Program between B University and University of Toyama.

It is also noted that B University and University of Toyama will each issue a diploma in accordance with the laws and regulations of their countries of operation.

XXXXXX XXXXXX
Dean
Graduate School of XXXXX
B University
Date: _____

XXXXXX XXXXXX
Dean
Graduate School of XXXXX
University of Toyama
Date: _____

証明書

氏名 ○ ○ ○ ○
○○年○○月○○日生

本証明書は、上記の者が、A 国における B 大学大学院○○研究科と日本国における富山大学大学院○○教育部とのダブル・ディグリー・プログラム協定に基づく連携した教育プログラムを修了したので、B 大学より博士（○○）の学位を、富山大学より博士（○○）の学位を授与されたことを証明するものである。

なお、B 大学及び富山大学においては、上記の者に対し、別途両大学が所在する国の法令に基づく学位記を発行している。

○○年○○月○○日

B 大学大学院○○研究科長 _____ 印

○○年○○月○○日

富山大学大学院○○教育部長 _____ 印